6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Eiji Sawaki Director General of Government Buildings Department, Minister's Secretariat, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Renovation of thermal machinery on the Integrated Building of Ministry of Economy, Trade and Industry

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : December 8, 2011, 5 : 00 P.M.

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : February 1, 2012, 3 : 00 P.M. (tenders should be brought with or submitted by mail by February 1, 2012, 3 : 00 P.M.)

⑹　Contact point for tender documentation : Administration Division, Buildings Department, Minister's Secretariat, Ministry of Land, Infrastructure, Transport, and Tourism, 2―1―2, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8918 TEL +81―3―5253―8111 Ext. 23―153

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年11月８日

支出負担行為担当官

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

澤木　英二

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○第２号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　経済産業省総合庁舎改修⑾　エレベーター設備工事

⑶　工事場所　東京都千代田区霞が関１―３―１

⑷　工事内容　本工事は次に掲げる機械設備工事を施工する。

敷地面積　24,533㎡

建物用途　庁舎

構造・階数・建物規模

本館　Ｓ造一部ＳＲＣ造

地上18階　地下３階

延べ面積　52,678㎡

工事種目　エレベーター設備改修一式、撤去工事一式

主な内容　本館

乗用エレベーター（10台）の更新工事、乗場仕上げ改修工事

⑸　工期　平成25年12月25日まで。

⑹　使用する主要な資機材　別途設計図書等による。

⑺　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難いものは、４担当部局へ理由を付して願い出て承諾を得た場合に持参による資料の提出及び紙入札方式に代えることができる。

⑾　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　国土交通省大臣官房官庁営繕部における機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成８年４月１日以降の工事で、競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日までに元請けとして完成し、引渡しがすんでいる次の㋐の基準を満たすエレベーター設備工事（新設又はシステム一式の更新）の実績を有すること。また、本工事における設備の工場製作に係る設計、工程管理、検査・試験に関する自らの体制を証明できること。（当該実績が平成８年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局（旧地方建設局を含む。）長、営繕事務所長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない（入札説明書参照。）

㋐　工事種目

方式：ロープ式エレベーター

用途：乗用

定員：17名以上

速度：120m／min以上

運転方式：３台以上の全自動群管理方式

⑸　「本工事に係る工程管理に対する技術的所見」が適正であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること（経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が次の条件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置すればよい。）。

①　主任技術者又は監理技術者は、建設業法に定める要件を満たすものであること。

②　平成８年４月１日以降の工事で、申請書及び資料の提出期限の日までに元請けとして完成し、引渡しが済んでいる次の㋐の基準を満たすエレベーター設備工事（新設又はシステム一式の更新）を元請けとして設置した経験を有すること。（当該経験が平成８年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局（旧地方建設局を含む。）長、営繕事務所長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

㋐　工事種目

方式：ロープ式エレベーター

用途：乗用

定員：13名以上

速度：90m／min

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合には、入札に参加できないことがある。（入札説明書参照。）